

令和6年度障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

福祉施設の防火安全対策について

長崎市消防局予防課

火災に対する認識を持ちましょう

火災は、人のちょっとした

油断・不注意から発生します。



火災から**大切な人**を守るために
消防を含めた

各関係機関の連携が大切です。



「火災が起きたとき」
どう対応すればいいの？



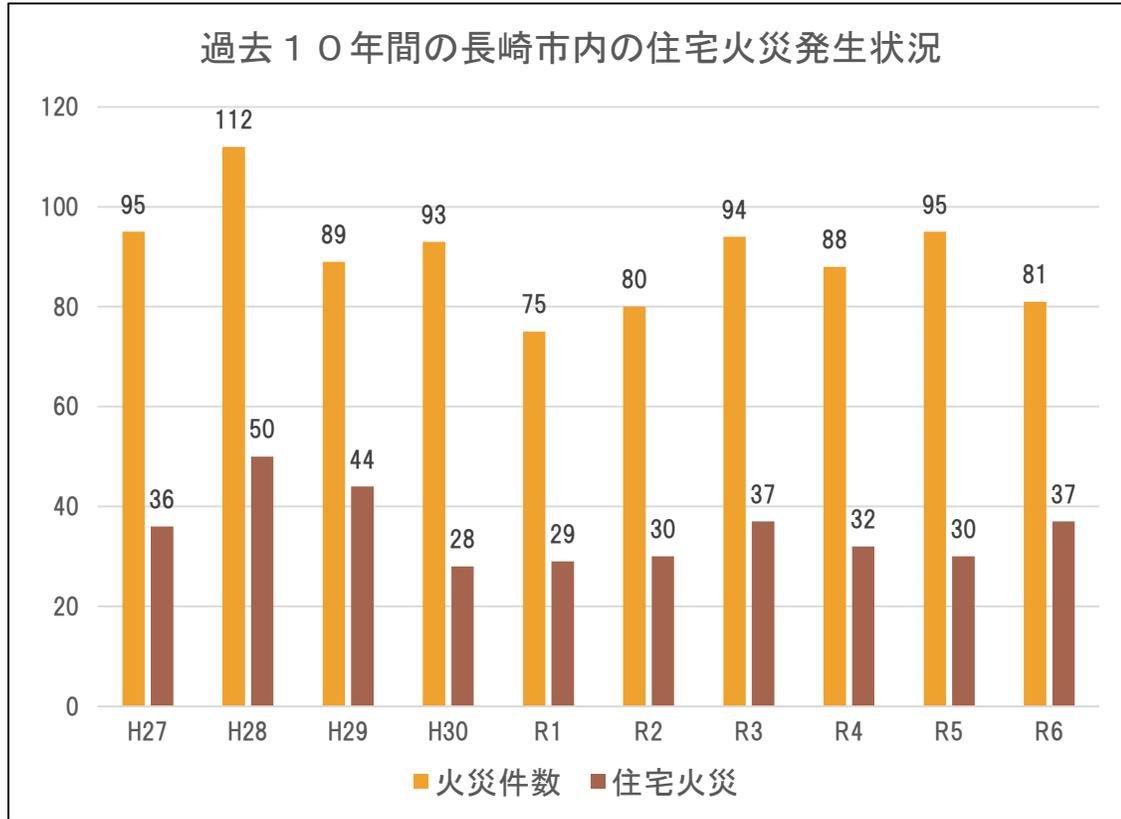
「火災を起こさない」
何に気をつければいい？



一緒に考えていきましょう！

長崎市消防局管内の住宅火災概況

■住宅火災発生件数



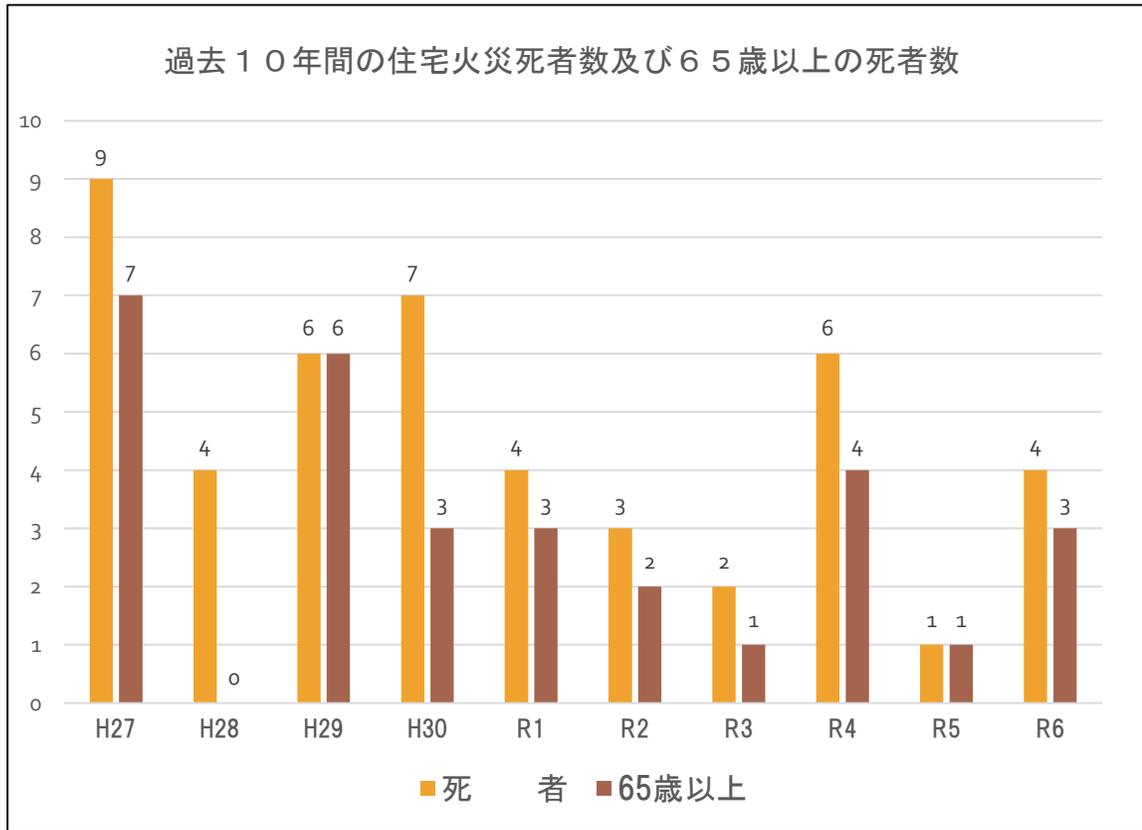
	火災件数	建物火災	住宅火災
令和6年	81件	58件	37件
令和5年	95件	56件	30件
前年比	-14件	+2件	+7件

昨年より住宅火災は
7件増加しています。



長崎市の住宅火災概況

■住宅火災による死者数



	死者数	65歳以上の死者数
令和6年	4人	3人
令和5年	1人	1人
前年比	+3人	+2人

依然として住宅火災の**高齢者の死者の割合は高い**状態が続いています



長崎市の住宅火災概況

■住宅火災の出火原因

令和6年中

1位

電気器具・配線 6件

たばこ 6件

灯火 6件

令和5年中

1位

こんろ（食油発火含む） 7件

2位

たばこ 5件

3位

電気器具・配線 3件

灯火 3件

令和4年中

1位

こんろ（食油発火含む） 8件

2位

電気器具・配線 7件

3位

たばこ 3件



住宅火災は例年同じ原因が上位になっています。



「住宅防火、いのちを守る10のポイント」

住宅防火 いのちを守る **10** のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対しない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
https://www.fdma.go.jp/

住宅用火災警報器設置調査アンケートにご協力をお願いします。
【長崎市消防局】TEL 095-822-0429



まずは10のポイントを確認！

長崎市消防局では
住宅用火災警報器の設置や維持管理についての調査を行っています。
当局のホームページのURL、QRコードから回答できますので、ご協力をお願いします。



過去の福祉施設火災

■近年の福祉施設等における主な火災

発生年月	場 所	福祉施設等別	死 者
平成18年1月	長崎県大村市	認知症高齢者グループホーム	7人
平成20年6月	神奈川県綾瀬市	障害者ケアホーム	3人
平成21年3月	群馬県渋川市	老人ホーム	10人
平成22年3月	北海道札幌市	認知症高齢者グループホーム	7人
平成25年2月	長崎県長崎市	認知症高齢者グループホーム	5人
平成25年10月	福岡県福岡市	診療所	10人
平成29年3月	愛媛県愛媛市	障害者支援施設 (共同生活援助を行う施設)	3人

長崎県内で2件も発生しています



過去の福祉施設火災

■火災発生後の施設職員の初動対応

発生年月	場所	福祉施設等別	死者	出火原因	職員による初動対応
平成18年1月	長崎県 大村市	認知症高齢者 グループホーム	7人	マッチ ライター	消火: 試みたが断念 通報: 県道を走行中の運転手 避難: 避難誘導の遅れ
平成22年3月	北海道 札幌市	認知症高齢者 グループホーム	7人	ストーブ	消火: 不明(調査中) 通報: 200メートル先の交番から実施 避難: 不明(調査中)
平成25年2月	長崎県 長崎市	認知症高齢者 グループホーム	5人	加湿器	消火: 行われた形跡なし 通報: 付近通過中の通行人 避難: 有効に行われなかったと考えられる

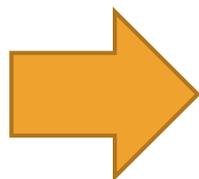


通報が遅れると消防隊の到着に時間を要してしまいます
初期消火・避難はいつでも迅速に行えるよう訓練を行いましょ



火災発生時の初動対応

■あなたの施設で火災が発生したら・・・



消火



通報



避難



「避難」については限られた人数で
利用者の避難誘導を行わなければ
ならないため工夫が必要です

火災発生時の避難誘導

自力避難困難者が利用する施設における 一時待機場所への水平避難訓練マニュアル



消防庁資料より

このマニュアルには...
自力避難困難な者が利用する施設のうち

避難上有効なバルコニー等

又は

防火区画が設置されていないもの
において夜間等に火災が発生した際、

利用者に比べて少ない職員で
当該利用者の安全確保を図るために、

**火災時に一時的に退避することが
可能な屋内の場所への水平避難**

による実践的な訓練の方法が示されています。

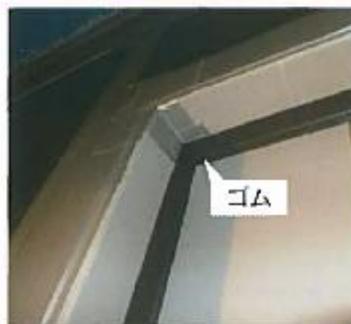
平成30年3月総務省消防庁作成

1 一時待避場所の設定

一時待避場所は、下記の事項を考慮して階段ホールや居室に設置します。

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。

吊り引き戸の隙間への気密ゴムの設置例



①上枠及び召合わせに設置した気密ゴム



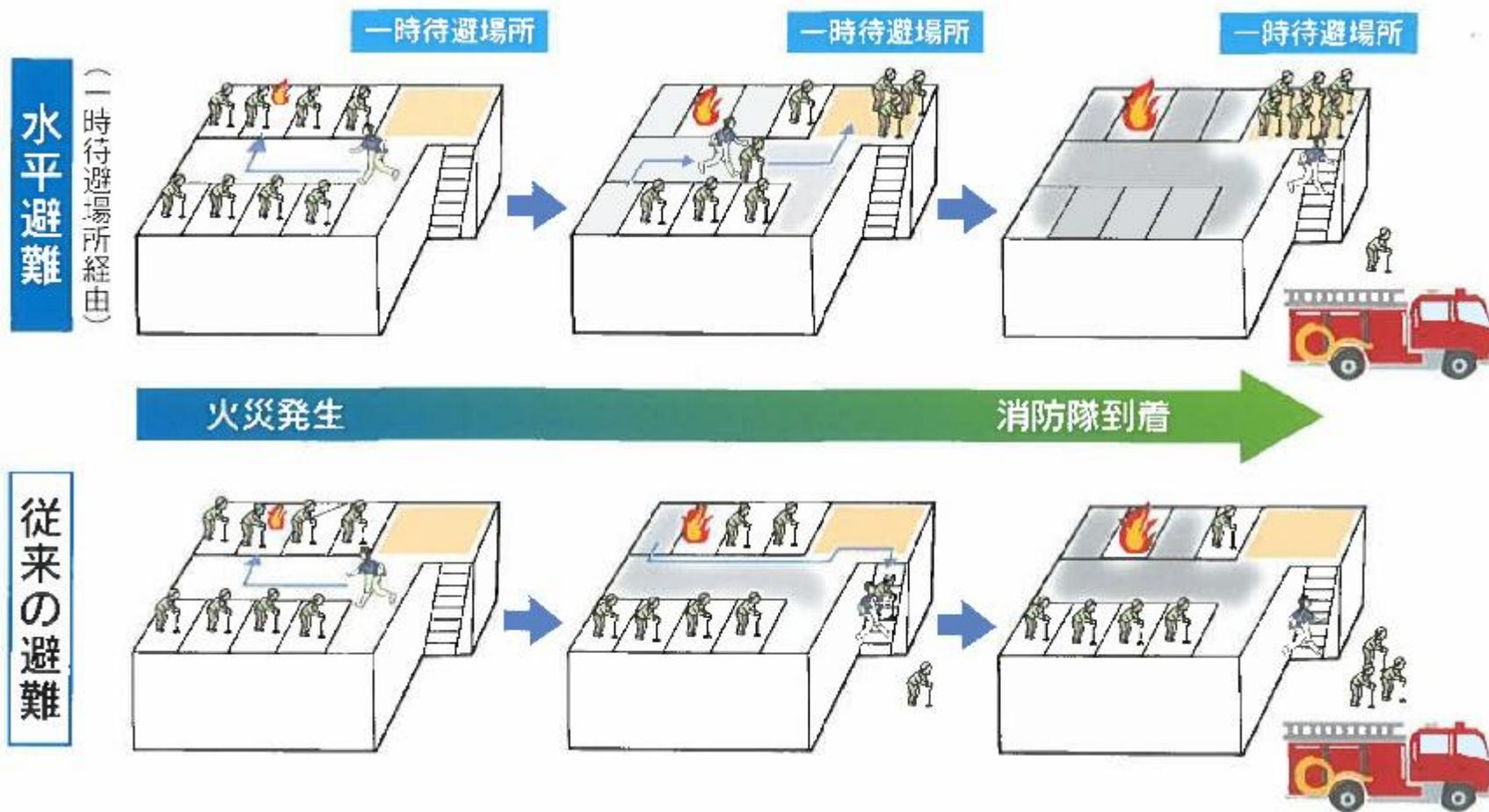
②戸下部に設置した気密ゴム

- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。
 - 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう、屋外に面した窓等（幅及び高さが各50cm以上）があること。
- 
- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が50cm以上が望ましいこと。
 - 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等（1m×1m以上）が設けられていることが望ましいこと。
 - 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
 - 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
 - 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。

従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

消防庁資料より

火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

① 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。



② 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー!」と2回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

消防庁資料より

③ 火災室の戸の閉鎖

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。



④ 廊下の開口部の開放

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

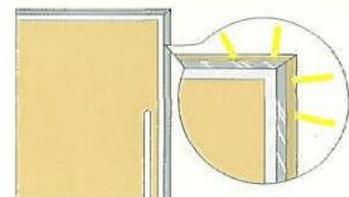
⑤ 火災室から一時的に退避させた 自力避難困難な方の避難誘導

- (ア) 火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。
- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する方の場合、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。



⑥ 火災室以外の利用者の避難誘導

- (ア) 火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。
 - a. 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。
 - b. 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！○○○へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。
- (イ) 火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等を行うことが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。
- (エ) 立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。
- (オ) 火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

消防庁資料より

⑦ 一時待避場所からの避難誘導等

(ア) 消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。

(イ) 一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。



⑧ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。



火災予防に対する消防の取り組み

1

地域の防火防災訓練
実施の働きかけ



2

住宅用火災警報器の
設置維持管理の周知



3

高齢者に対する
火災予防対策

(高齢者ふれあいサロン
での防火講話など)



4

子どもへの防火防災啓発
(「防災グッズ」の配布など)



5

防火広報の徹底
(長崎市公式LINE等を
活用した広報など)

火災予防のご相談はお近くの消防署へ

南消防署

小ヶ倉町3丁目
76-78

TEL095-879-6119

中央消防署

興善町3-1

TEL095-820-0119

北消防署

大橋町16-1

TEL095-848-0119



お気軽にお問い合わせください！

